

保 発 0 3 0 1 第 8 号
年 管 発 0 3 0 1 第 1 号
平 成 3 0 年 3 月 1 日

日 本 年 金 機 構 理 事 長 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長
(公 印 省 略)
厚 生 労 働 省 大 臣 官 房 年 金 管 理 審 議 官
(公 印 省 略)

「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び
随時改定の取扱いについて」の一部改正について

健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについては、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 44 条第 1 項及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 24 条第 1 項に基づき、「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについて」（昭和 36 年 1 月 26 日付け保発第 4 号）等により取り扱ってきたところである。

今般、標準報酬月額の随時改定に当たって、現行の随時改定による報酬の月平均額と、年間の報酬の月平均額とが著しく乖離する場合に配慮し、別添のとおりその基準を見直すこととしたので、日本年金機構におかれては、御了知の上、取扱いに遺漏なきようご配慮願いたい。

なお、次の改正内容については、平成 30 年 10 月 1 日から施行し、平成 30 年 10 月改定以降の随時改定から適用とする。

○ 健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについて（昭和36年1月26日保発第4号）

新 旧 対 照 表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>○ 健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬の時決定及び随時改定の取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">（昭和36年1月26日保発第4号） （都道府県知事あて厚生省保険局長通知）</p> <p>標記の取扱いについては、昭和28年8月28日保発第57号「健康保険法の一部を改正する法律、厚生年金保険法の一部を改正する法律及び船員保険法の一部を改正する法律の施行について」の通達に基づいて実施されてきたところであるが、この取扱いを改め、左記のとおり取扱いの基準を定めたので、この取扱いに適正を期せられたい。</p> <p>1 時決定 標準報酬月額の時決定に際し、健康保険法第44条第1項又は厚生年金保険法第24条第1項の規定により、保険者において算定する場合は、健康保険法第41条第1項又は厚生年金保険法第21条第1項の規定により算定することが困難である場合を除き、次に掲げる場合とすること。</p> <p>(1) 4、5、6月の3か月間において、3月分以前の給料の遅配分を受け、又は、さかのぼった昇給によって数月分の差額を一括して受ける等通常受けるべき報酬（健康保険法第3条第5項ただし書及び厚生年金保険法第3条第1項第5号ただし書の規定に該当するもの以外の報酬）以外の報酬を当該期間において受けた場合</p> <p>(2) 4、5、6月のいずれかの月において低額の休職給を受けた場合</p> <p>(3) 4、5、6月のいずれかの月においてストライキによる賃金カットがあった場合</p> <p>(4) 当年の4、5、6月の3か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、前年の7月から当年の6月までの間</p>	<p>○ 健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬の時決定及び随時改定の取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">（昭和36年1月26日保発第4号） （都道府県知事あて厚生省保険局長通知）</p> <p>標記の取扱いについては、昭和28年8月28日保発第57号「健康保険法の一部を改正する法律、厚生年金保険法の一部を改正する法律及び船員保険法の一部を改正する法律の施行について」の通達に基づいて実施されてきたところであるが、この取扱いを改め、左記のとおり取扱いの基準を定めたので、この取扱いに適正を期せられたい。</p> <p>1 時決定 標準報酬月額の時決定に際し、健康保険法第44条第1項又は厚生年金保険法第24条第1項の規定により、保険者において算定する場合は、健康保険法第41条第1項又は厚生年金保険法第21条第1項の規定により算定することが困難である場合を除き、次に掲げる場合とすること。</p> <p>(1) 4、5、6月の3か月間において、3月分以前の給料の遅配分を受け、又は、さかのぼった昇給によって数月分の差額を一括して受ける等通常受けるべき報酬（健康保険法第3条第5項ただし書及び厚生年金保険法第3条第1項第5号ただし書の規定に該当するもの以外の報酬）以外の報酬を当該期間において受けた場合</p> <p>(2) 4、5、6月のいずれかの月において低額の休職給を受けた場合</p> <p>(3) 4、5、6月のいずれかの月においてストライキによる賃金カットがあった場合</p> <p>(4) 当年の4、5、6月の3か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、前年の7月から当年の6月までの間</p>

に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の中に2等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合

2 随時改定

(1) 標準報酬月額の随時改定は、次の各項のいずれかに該当する場合に行なうこと。

ア 昇給又は降給によって健康保険法第43条第1項又は厚生年金保険法第23条第1項の規定により算定した額（以下「算定月額」という。）による等級と現在の等級との間に2等級以上の差を生じた場合

イ 健康保険第49級又は厚生年金保険第30級の標準報酬月額にある者の報酬月額が昇給したことにより、その算定月額が健康保険141万5,000円以上又は厚生年金保険63万5,000円以上となった場合

ウ 第1級の標準報酬月額にある者の報酬月額（健康保険にあっては報酬月額が5万3,000円未満、厚生年金保険にあっては報酬月額が8万3,000円未満である場合に限る。）が昇給したことにより、その算定月額が第2級の標準報酬月額に該当することとなった場合

エ 健康保険第50級又は厚生年金保険第31級の標準報酬月額にある者の報酬月額（健康保険にあっては報酬月額が141万5,000円以上、厚生年金保険にあっては報酬月額が63万5,000円以上である場合に限る。）が降給したことにより、その算定月額が健康保険第49級又は厚生年金保険第30級以下の標準報酬月額に該当することとなった場合

オ 第2級の標準報酬月額にある者の報酬月額が降給したことにより、その算定月額が健康保険にあっては5万3,000円未満、厚生年金保険にあっては8万3,000円未満となった場合

(2) (1) のアからオまでにいう昇給又は降給とは、固定的賃金の増額又は減額をいい、ベースアップ又はベースダウン及び賃金体系の変更による場合並びにこれらの遡及適用によって差額支給を受ける場合を含み、休職による休職給を受けた場合を含まないものとする。

(3) (1) のアからオまでにいう算定月額の算定にあたっては、原

に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の中に2等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合

2 随時改定

(1) 標準報酬月額の随時改定は、次の各項のいずれかに該当する場合に行なうこと。ただし、これに該当する場合であっても、健康保険法第44条第1項又は厚生年金保険法第24条第1項に規定する算定（以下「保険者算定」という。）が行なわれることにより、その結果次の各項のいずれにも該当しなくなる場合はこの限りでないこと。

ア 昇給又は降給によって健康保険法第43条第1項又は厚生年金保険法第23条第1項の規定により算定した額（以下「算定月額」という。）による等級と現在の等級との間に2等級以上の差を生じた場合

イ 健康保険第49級又は厚生年金保険第30級の標準報酬月額にある者の報酬月額が昇給したことにより、その算定月額が健康保険141万5,000円以上又は厚生年金保険63万5,000円以上となった場合

ウ 第1級の標準報酬月額にある者の報酬月額（健康保険にあっては報酬月額が5万3,000円未満、厚生年金保険にあっては報酬月額が8万3,000円未満である場合に限る。）が昇給したことにより、その算定月額が第2級の標準報酬月額に該当することとなった場合

エ 健康保険第50級又は厚生年金保険第31級の標準報酬月額にある者の報酬月額（健康保険にあっては報酬月額が141万5,000円以上、厚生年金保険にあっては報酬月額が63万5,000円以上である場合に限る。）が降給したことにより、その算定月額が健康保険第49級又は厚生年金保険第30級以下の標準報酬月額に該当することとなった場合

オ 第2級の標準報酬月額にある者の報酬月額が降給したことにより、その算定月額が健康保険にあっては5万3,000円未満、厚生年金保険にあっては8万3,000円未満となった場合

(2) (1) のアからオまでにいう昇給又は降給とは、固定的賃金の増額又は減額をいい、ベースアップ又はベースダウン及び賃金体系の変更による場合並びにこれらの遡及適用によって差額支給を受ける場合を含み、休職による休職給を受けた場合を含まないものとする。

(3) (1) のアからオまでにいう算定月額の算定にあたっては、原

則としていずれも当該昇給月又は降給月以後継続した3か月間に受けた報酬をその計算の基礎とすること。

- (4) 標準報酬月額の変動に際し、保険者が健康保険法第44条第1項又は厚生年金保険法第24条第1項に規定する算定(以下「保険者算定」という。)を行う場合は、次の各項のいずれかに該当する場合とし、保険者が算定する報酬月額は、それぞれ当該各項に定める報酬月額とすること。

ア 昇給及び降給が遡及したため、それに伴う差額支給によって報酬月額に変動が生じた場合 随時改定されるべき月以降において受けるべき報酬月額

イ 算定月額から算出した標準報酬月額による等級と、昇給月以後の継続した3か月の間に受けた固定的賃金の月平均額に昇給前の継続した9か月及び昇給月以後の継続した3か月の間に受けた非固定的賃金の月平均額を加えた額(以下「昇給時の年間平均額」という。)から算出した標準報酬月額による等級の間に2等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合 昇給時の年間平均額から算出した報酬月額

ウ 算定月額から算出した標準報酬月額による等級と、降給月以後の継続した3か月の間に受けた固定的賃金の月平均額に降給前の継続した9か月及び降給月以後の継続した3か月の間に受けた非固定的賃金の月平均額を加えた額(以下「降給時の年間平均額」という。)から算出した標準報酬月額による等級の間に2等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合 降給時の年間平均額から算出した報酬月額

- (5) (4) イ又はウによる保険者算定を行う場合は、(1) アにかかわらず、(4) イ又はウにより算出した標準報酬月額による等級と現在の等級との間に1等級以上の差を生じた場合は、随時改定を行うこと。

ただし、(4) イによる保険者算定を行う場合であって、昇給時の年間平均額から算出した標準報酬月額による等級が現在の等級と同等級又は下回る場合は、現在の等級のままとし、随時改定は行わないこと。また、(4) ウによる保険者算定を行う場合であって、降給時の年間平均額から算出した標準報酬月額による等級が現在の等級と同等級又は上回る場合は、現在の等級のままとし、随時改定は行わないこと。

則としていずれも当該昇給月又は降給月以後継続した3か月間に受けた報酬をその計算の基礎とすること。

- (4) 随時改定の場合に行う保険者算定は、昇給が遡及したため、それに伴う差額支給によって報酬月額に変動が生じた場合とすること。

なお、この場合において保険者が算定すべき報酬月額は、随時改定されるべき月以降において受けるべき報酬月額によること。

- (5) この取扱いは、昭和44年11月1日以降に行われる随時改定から適用すること。